令和元年8月つくば市教育委員会定例会会議録

1 会議日時

令和元年8月23日(金)

2 会議場所

庁舎4階 ミーティング室1・2

3 出席委員

委員 鈴木 理子

委員 小野村 哲

委員 倉田 廣之

教育長 門脇 厚司

4 欠席委員

委員 柳瀬 敬

5 委員以外の出席者

森田 充 教育局長 特別支援教育推進室長 土田 圭子 教育局次長 中山 隆 教育相談センター所長 江尻 佳之 教育局次長 大久保 克己 総合教育研究所所長 板谷 亜由美 学校教育審議監 永井 康 生涯学習推進課長 伊藤 直哉 教育総務課長 貝塚 厚 文化財課長 美野本 玲子 学務課長 間中 和美 中央図書館館長 柴原 徹 飯泉 法男 教育施設課長 中央図書館副館長 松浦 智恵子

池畑 浩

教育指導課長補佐 横田 康浩

6 議事

(1) 案 件

健康教育課長

議案第39号 つくば市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用等に関する規 則の一部を改正する規則について

企画監

笹本 昌伸

- 議案第40号 つくば市つくば市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用等に 関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第41号 つくば市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例案に同 意することについて
- 議案第42号 つくば市市民研修センター条例の一部を改正する条例案に同意することについて

議案第43号 令和元年度つくば市一般会計予算案(9月補正)に同意すること について

議案第44号 教育局職員の分限処分について

議案第45号 つくば市視聴覚センター条例の一部を改正する条例案に同意する ことについて

議案第46号 つくば市部活動の運営方針の策定について

報告第23号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について

7 その他

◎ 開 会

午前10時開会

教育長

それでは、予定の時間になりましたので、8月の定例教育委員会を開始したいと思います。

今日は、柳瀬委員から欠席届が出ていますので、教育委員が3名ですけれども、定数を満たしておりますので、これから始めたいと思います。

◎議事録の承認

教育長

まず議事録の承認ですけれども、7月の定例会議の部分については、 既に委員の皆様にはお目通しいただいてると思います。訂正等の箇所が ありましたら、御意見いただきたいと思います。

修正、その他はなしということでよろしいですか。

委員一同

異議なし。

教育長

では、御承認いただいたということにしたいと思います。今回の署名 人ですけれども、委員にお願いしたいと思います。

委員

はい。

教育長

よろしくお願いします。

◎教育長の報告

教育長

それでは、教育長の報告に入ります。

先ほどの局内ミーティングでもお話したんですけれども、今年の8月は私にとっては厄月だったんじゃないのかなと思っています。8月6日に山形市で葬儀があって出席したんですけれども、帰りの山形新幹線が動かなくなるという予期せぬ事態があって、そのようなことが続いたも

のですから、15日に入院して16日の手術の最中でも何か不測の事態が起こるんじゃないかと心配してたんですけれども、お医者さんによると無事手術は成功しましたという報告を受けています。これから徐々に良くなっていくんじゃないかなと思ってます。

いよいよ夏休みも終わって、来週でもう8月も終わり。いよいよ9月3日からは、9月の定例議会が始まります。18日に退院して19日から出勤していますけれども、手帳を見ると、個人的な予定も含めて10月末までほとんど詰まってるような状態であります。けれども、9月の定例議会においては、一般質問に対する対応、答弁の対応ということで皆様に協力をお願いすることになると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。また、さっきも言いましたように、10月の末までかなりハードなスケジュールになっておりますので、なにかと御迷惑、御協力いただくことになると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

そんなところで教育長の報告は終わりにして、先に進みたいと思います。

今日は案件が結構ありますけれども、議案の第41、42、43、44、45号、報告の第23号、これらはそれぞれ人事案件と議会案件ということになりますので、これを非公開とすることで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

教育長

それでは、今日は先に公開案件の議案第39号、40号、それから46号について審議しまして、「その他」に入って、残りの案件は非公開として進めさせていただきたいと思います。

委員一同

はい。

教育長

それでは、進めさせていただきたいと思います。

◎議案第39号 つくば市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用等に関する規則 の一部を改正する規則について

教育長

最初に、議案の第39号について説明をお願いします。

健康教育課長

健康教育課です。

まず、つくば市の各学校、幼稚園においては、医師会、それから歯科

医師会等の御協力で、学校医、学校歯科医、それから、学校薬剤師を委嘱しているところでございます。今の規則でいきますと、基本的に400人を超える場合には1人加算ということで、400人以内であれば1人、400を超えて800人までだったら2人、800人を超えたら3人というところまでは規定をされているんですけれど、学園の森は1,200人を超えて前期課程の生徒がいますので、今後就学児健診等を行うに当たっても、ちょっと臨時的に、まずは今年度1人だけ学園の森義務教育学校については、内科医の増員をお願いしたいということを医師会からも言われてまして、そこを改正したいと思います。当然これは今後に向けての改正も含んでいますので、来年度、また新たに委嘱する年になりますので、その時には、またその時の生徒数や推定によって、学校医等の人数が増える学校もあると思いますけれども、今年度緊急的にこの改正決定後には、学園の森だけとりあえず1人は増やしたいという意向で、医師会との調整も行いながら規則の改正を行うものでございます。

よろしくお願いいたします。

あと一つだけ、すみません。小学校、中学校の規程しか表になかった ので、義務教育学校の前期課程、後期課程っていう言葉が厳密に反映さ れていなかったので、そこの部分を表を分けた形になっています。

以上です。

教育長

今の説明で分かりましたでしょうか。

委員一同

はい。

教育長

400名を超えるごとに 1 人増やしたいという内容ですね。今までは800 人超えると 3 人までしか規程になくて、それにプラス400を超えてる学 校が現実的にあるということです。

教育長

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第39号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第40号 つくば市学校給食費の取り扱い等に関する規則の一部を改正する規 則について 教育長

では、続いて議案第40号の説明をお願いします。

健康教育課長

引き続き、健康教育課で説明いたします。

幼児保育無償化、それから子ども子育て支援法改正等によって、10月 以降、給食費等の取り扱いが変わるということは御存じかとは思います けれども、我々の方で給食費の徴収を行っております公立幼稚園の給食 費の取り扱いにつきまして、副食費部分を、こちらの表に合う条件に該 当する保護者からの徴収については、主食費を除いて副食費は免除とす るというような形になります。現行の給食費、幼稚園については3,900 円ということになっておりますけれども、主食費、学校給食会に主に委 託をして、米飯とかパンとか麺とか主食の部分の提供を受けてるわけで すけれども、そのうち、加工賃を除く主食の食材費相当分というところ で、実質の実績から算出しますと500円が主食費ということになります ので、こちらの表にあるようないろいろな条件に当たる方については、 主食費の500円だけを今後は徴収する形になって、残りの3,400円、副食 費、飲み物も含みますけれども、こちらについては免除になるので、こ ういった方に該当する場合に、徴収させていただく給食費については 500円になりますという部分を追加したこと。それから、表中に出てき ています、いろいろな生活保護世帯であるとか里親世帯であるとかござ いますけれども、こちらの用語の定義の部分を加えました。それから、 食数が何らかの事情で一定食数までいかない場合は、月額ではなく一週 間当たり幾らっていう規定も表の中にありますので、後ろの方の2ペー ジにある30円というのは、一定食数にいかず500円に満たない食数しか 食べなかった事情があった場合には、食数×30円という、そういう考え 方になるというところで、単価表的な部分を追記したという形になりま す。

以上です。

教育長

何か質問等ありますか。

健康教育課長

ちなみに、140人ぐらいが該当しそうだということです。これは、いろんな情報を集めて確認しなければいけないので、個人情報がかなり入ってますので、幼児保育課のほうで抽出は行っていただいてます。今、報告受けているところでは、確か830とか840ぐらいの給食を提供している幼稚園児のうち、大体16、7%になると思いますけれども、140人ぐらいが500円になるというような形になろうかと。ただ、データのやり

取りが、課同士であっても税情報等も入っているので、そこはまだ私どもの方としては明細をもらってないのですが、各幼稚園の方には、人数とそれに該当者については、幼児保育課から直接渡しているような状況にあります。

教育長

改正に伴う該当者が140人から150人。

健康教育課長

140人ぐらいですね。

教育長

そのことを、第2条の第3項で該当者をはっきりと明記するということですか。

健康教育課長

どこですか。

教育長

2 枚目かな。第2条第3項の表、「給食を受ける者の区分は、給食を 受ける者を給食の提供を受ける者に改め」の次です。

健康教育課長

これは、用語として「給食の提供を受ける者」が正しいところを、「給食を受ける者」となっていたのを、改正に合わせて表現を改めただけであって、今回の無償化は関係ないと思います。

教育長

この一番下の括弧の中に新しく該当者を加えるのではないんですか。

健康教育課長

四角の中ですか。

教育長

四角の中です。資料の2枚目の一番下。

健康教育課長

対象者については、あくまでも1ページ目の表にある生活保護世帯、 里親世帯という、その下の備考に用語の定義は加えていますけれども、 こういったものに該当する園児が500円になりますということです。ま た、それが一定数に食数が足りなかったときには、1食あたりの単価が 30円になりますということです。

教育長

そういうふうに説明してもらうと分かります。

健康教育課長

すみません。

教育長

ということで、ほかに質問がなければ、原案のとおり可決することに 御異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第40号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

では、先に進みたいと思います。

◎議案第46号 つくば市部活動の運営方針の策定について

教育長

次に、議案の第46号ですね。つくば市部活動の運営方針の策定について説明をお願いします。

教育指導課長補佐

教育指導課です。

今までも部活動に関しての運営方針はございましたが、今回は文化部等の内容を盛り込みまして、策定をし直しました。内容としましては、運動部だけでなくて、スポーツや文化、科学等の部活動に関しての記載が最初のページから入っていたり、あとは、運動部との記載を削除して作成をし直しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

委員の方々は、既に目を通していますか。

委員

私は見ました。

教育長

見ましたか。

委員

はい。

教育長

そうですか。今手元に持っていますか。

委員一同

はい。

教育長

そうですか。

原案の時に修正させてもらったものが、多分皆さんの手元に行ってる

と思いますけれども、お読みになっていかがでしょうか。こういうふう に直した方がいいんじゃないかというような箇所がありましたら御指摘 いただければと思います。

委員

去年の、恐らく6月か7月に、運動部の方を配布していただいて、確か教育委員の方で数箇所何かこの文言を除いてほしいとか直してほしいという要望を出して、運動部の方がそういうふうに直していただいてあるんですが、それは反映された形に今回なってますか。この文化部を入れた方針も。

教育指導課長補佐

反映しているはずなんですが。その時の資料が手元にないものですか ら後で確認します。

委員

数箇所言ったことの中で、私が確実に覚えてる箇所だけ言いますね。

教育指導課長補佐

はい。

委員

委員の方から、学校教育現場にPDCAサイクルっていう言葉を持ち込むのはいかがなものかっていうことで、多分それは除いてありますね。もう一つ覚えているのが、1ページの「はじめに」っていうところの丸の二つ目のところで、下から2段目に、「同じ目標に向かって」っていう言葉があって、これからの時代、「同じ目標に向かって」っていう言葉をあえて入れない方がいいんじゃないかっていうことで、これも削除をして、これは市の教育委員会のホームページのところの指導課さんが持っている部活動方針に載ってますよね。あれを確認すればこの文言が変わっていること確認できます。

教育指導課長補佐

分かりました。確認させていただきます。ありがとうございます。

教育長

ほかに何か御指摘ありますか。

委員

はい。

教育長

はい、どうぞ。

委員

4ページの最後、「校長は特に競技や実技、指導経験のない教員が部活動の顧問となる時は、複数の顧問を置いたり、部活動指導員を依頼するなど負担の軽減に努める」これ前回から変わったところですか。

教育長

はい。

委員

ここは働き方改革と関連しているんだと思いますが、働き方改革というとどうしても引き算の発想になってしまって、何をやめるかっていう発想が中心だと思うんですが、ここではいわば部活動指導員を依頼するということで人手を足すという発想なのかと思います。

子どもたちの負担を考えてレクリエーションを楽しむというような表現もあったかと思います。それも大事ですが、同時に、しっかり運動したいという子どもたちのニーズにも応えられるということも考えていただきたいと思います。

と申しますのも、やはり今いろいろな地域でいろいろお話など聞いてると、地域間格差、それから、家庭における経済力による格差等で、学校でも部活動ができなくなってしまった。送り迎えもできないので、または経済的な理由から、例えばですけれどもスイミングスクールへ通うのは難しいとか、そういった環境によって子どもたちの運動機会が奪われてしまうということがないようにしていただきたいと思います。

今度は、10ページにある、地域の部活動に関係する団体と連携するなど、組織として体制を整えていくというあたりを今後も充実させていただきたいなと思います。

それから、再三申し上げていることですが、同じく10ページには、生徒の一週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、茨城県の中学校第2学年女子の17.2%が60分未満であることとありますが、このあたり、地域間でどのような違いがあるのかとか、もう少し具体的な資料をお示しいただければ、また今後こういった子どもたちへの運動、スポーツ、部活動、文化活動等への取り組みについてもより深まった話し合いができるんではないかなと思います。以上、感想です。

教育長

今の委員の提案に対しては何かお答えありますか。

教育指導課長補佐

地域間格差と家庭環境というふうなことに関しましては、資料がございませんので、後で確認をさせていただいて改めてお答えさせていただ

きたいと思います。

教育長

あと、さっき委員から指摘のあった、4ページの一番下のところですけども、私が見た原案の中には、校長が特に競技や実技、指導経験のない教員が部活動の顧問になることについて書いてますけど、その後に、教育委員会はどうするかという箇所があったはずです。これが今消えてますよね。ここはどうして消えたのですか。

校長がどうする、それに加えて教育委員会はどうするっていうような出だしがあった記憶があるんだけれども、そこのところは、私は修正は求めてないはずなんだけれどもその一文がすっぽりと抜けてるっていうことはどういうことですか。今ここでどうのこうの言うつもりはありませんけれども、一応これ今日出して検討することになるわけですけれども、今後の予定としてはどうなりますか。正式にいつからこの新しい方針でやることになるということに関して。

教育指導課長補佐

今の件確認させていただいて、それを受けてから最終的に策定とした いと思います。

教育長

この件について、教育委員会で検討するのは今回で最後ですか。

教育指導課長補佐

基本的には可決いただければと思っていたんですが、確認してもう一度見ていただくようなことが必要になった場合には、もう一度かける形になると思います。

教育長

今回で終わりではないということですね。

教育指導課長補佐

先ほどの教育長のお話の確認が今取れませんので、確認して。

学校教育審議監

いいですか。

教育長

はい。

学校教育審議監

9月1日付けで学校の方の部活動の基本方針を作っていただくことになっているので、今、委員さんから御指摘あった点について、もうちょっと具体的なところ直して、できれば教育長に任せていただいて、教育

長がOK出した時点で学校に配布という形でいかがでしょうか。そうしていただけるとありがたいです。

教育長

そういうスケジュールについて、予め説明を受けてなかったので今確 認しました。

学校教育審議監

教育長が御指摘のところは単純なミスだと思います。抜けてしまった んだと思います。

教育局長

そうですね。確かに入ってないとおかしいですね。

教育長

校長だけじゃなくて、教育委員会も対応しないといけないと思いま す。そこのところがすっぽり抜けていますので。

分かりました。では、整理しますけれども、今御意見いただいたこと を検討しながら、私にお任せいただいて、それを各学校に配布する。

学校教育審議監

委員さんにもこれで出しましたということをお知らせさせていただきます。

教育長

それで、学校の方でまた学校なりの方針に決めて実施するということ ですね。

学校教育審議監

はい。

教育長

分かりました。ということでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

教育局長

確かに、はじめにのところの「同じ目標に向かって」っていうのは一 回削りましたね。

委員

削りましたよね。

教育局長

これは削らないと。

委員

そうですよね。

教育局長

それから、教育長の指摘のあった件は一つ抜けていますので、教育委員会がしっかり研修とかをやって先生方を高めますというのが抜けてしまっています。

教育長

じゃあ、この件は以上で終わりにしてよろしいですか。

委員一同

はい。

◎その他

教育長

それでは、「その他」へ入りたいと思います。発言のある委員はどう ぞよろしくお願いしたいと思います。

委員

よろしいですか。

教育長

はい。

委員

8月4日に茎崎地区でタウンミーティングが行われました。教育長も参加いただいたものですが、会の終了時に、参加された方々が感想を書いたものを前に張り出して、シェアいたしました。そのいくつかを抜き出してまいりましたので御報告をさせていただきたいと思います。

非常に肯定的な意見が多くて、「こういう話し合いは必要。もっと多くの方々と継続していけたらと思います。」「いろいろな考え、意見、思いを知ることができました。」「茎崎地区が身近になりました」といった肯定的な意見が多くありました。

また、今回統合というのが一つの大きな話題にはなっていましたが、 ある方は、「統合のメリットは大いにあることが分かった。是非統合に 向けて進めて欲しい」という声もありましたし、一方で。

教育長

ちょっと待ってください。統合っていうのは、何と何の統合ですか。

委員

茎崎地区で、高崎中学校と茎崎中学校を統合して欲しいっていう意見があるということで、その茎崎中学校と高崎中学校の統合に関しては、「メリットが大いにあることが分かった」という御意見もありました。 一方で、「今回のように多様な切り口から考えると、統合だけがゴール じゃなくて活動別に分けたり、学区の見直しをしたり、地域全体の活性 化を考えたりすることで解決できる問題もあるのではと思った」という ような様々な意見が出てました。

私も参加させていただいていろいろお話を聞いていましたが、まずファシリテーターが非常にお上手だったということもあると思いますが、いろいろな意見が出ていて、また参加いただいた先生方からもいろいろな意見が出ていて、非常に意義のあるものだったんではないかと思います。とかく、教育委員会は閉鎖的だと言われますが、今後市民との協働が非常に大きな課題になると思いますので、こういった形でのタウンミーティングを定期的に開けるような、主催をどうするか、どんな形で開くかということは根本的な課題になってくると思いますが、今後も引き続きこういったものが開いていけると、住民の皆さんにとっても非常に身近な、身近に教育の問題を考えていただけるんではないかなと思いました。

以上です。

教育長

委員も出席されましたよね。

委員

はい。私も出席しました。大まかなことは委員が言ってくださったの で省略しますが、私も同じように、少人数ではありましたけれども、本 当にいろんな切り口からいろんな意見が出ていて、ああいう集まりって いうのがたとえ小さくても継続して各地で行われていく必要があるとい うふうに思いました。先ほど部活動の話が出ましたけれども、部活動の ことに熱い思いがある保護者の方が割といて、その部活動に熱い思いが あるからこそ統合っていう考え方が出てきているような部分もあって、 部活動のことに関しては、先ほどの市の指針の方にもありますけれど も、保護者や地域の方の理解と協力が不可欠ですので、どうか、こちら 側に正しい答えがあるっていう姿勢ではなくて、皆さんがどのような思 いでいるのかっていうことを聞く機会が、まだ時間がありますので不可 欠になってくるのではないかというふうに思っています。その保護者の 方々のお話だと、勉強で頑張りたい子もいる一方で部活動で頑張りたい 子もいる。依然として、県立高校でも特色推薦っていうんでしょうか、 例えば龍ケ崎一高だと全体の募集の8%ぐらいが特色推薦だと。そうい うのにかけたい子どももいる中で、今、市の方向性っていうか国の方向 性ですけれども、部活動が少しトーンダウンしている中で、不利益を被 る子が、不利益というか、部活動について、あっちの学校は野球盛んに やってるけどこっちは盛んにやっていない、そのような差が子どもに直 接響いてしまうようなことを、この過渡期だからこそ考えていかなくち ゃいけない、支援していかなくちゃいけないんじゃないかっていうふう に私は思っています。

部活動に関しては以上です。

教育長

私も出ましたし、委員も出ておりました。一番最後に、終わってから 教育長コメントしてくださいって言われましたので、若干のコメントを したんですけれども、さっき委員も言ってましたけれども、もっと大勢 で話し合ってくれるのかなと思ったら人数が少ないなと思ったことが一つ。それから、最後に申し上げたのは、間もなく、来年の4月からの実 施を目指して教育大綱をまとめている最中であり、それぞれの地区をど うするかということを考えることも、ものすごく大事なことですければ も、つくば市全体の教育をどうするかという視点も大事で、年内には教 育大綱をパブリックコメントにかける予定でおりますので、その時も積 極的な意見をいただきたいというコメントをしてきました。どういう形でやるかは、いろいろやり方もあると思いました。でわす機会が増えることは、有意 義なことだと思いました。

教育総務課長も参加されてましたけど、何か気付いたことありますか。

教育総務課長

私は茎崎が地元なんですが、PTA活動もやってましたので、この問題についても知識がございましたので、当日プライベートでオブザーバーとして参加しました。確かに、皆さんの意見を聞いていると、いろんな意見があって、ファシリテーターの方がすごくお上手でいい意見交換だったのかなというのが率直な感想です。単に言い合いとか、そういう意見は駄目だとか、そういう話し合いではなかったので良かったと思います。

確かに、参加者は少し少なかったかなという感じではありました。ただ、仮に教育委員会が主催してあのようなタウンミーティングをすると、不満の言い合いみたいな形になってしまうのではないかというのは、少し危惧するところではあります。地元の方が非常に盛り上がっ

て、何かのテーマで今回の様に話し合いの場を設けて、そこに教育委員 さんが参加して意見交換するっていう形が非常にいいのかなと思いま す。

教育長

確かに教育委員会に対する注文とか不満というのは全くなかったですね。私は、教育長が来てるからということでいろんな注文が出てくるのかと思ったら、それも全くなくて、約束を求められるようなこともありませんでした。こういう機会は、ないよりはあった方がいいなというのが私の感想です。

委員 よろしいですか。

教育長 はい、どうぞ。

委員 タウンミーティングと言っても、よく分かってなかった方もいらした みたいで、「講演会だと思っていた。それが行ってみたら自分でも意見 を聞いてもらえる機会だったので、こういうんだったらもっとみんなを 誘えばよかった」というような声も聞かれました。

教育長 この件については、これでよろしいでしょうか。

委員一同はい。

委員

教育長 あと、「その他」で何かありますか。

委員 よろしいですか。

教育長 はい、どうぞ。

私がメールに書いた件ですけど、あんまり話題がなかったので最近気になった教育に関する話題を載せてみました。朝日新聞の天声人語8月17日付けで、皆さん読んでる方もいらっしゃると思うんですけれども、今度の新指導要領で、高校国語で文学が選択科目になるという話題が載っていました。何か意見があるというよりは問題提起なんですけれども、世の中の流れを見ていると、例えば国の研究所なんかもそうですけ

れども、すぐに成果が上がって国に利益が返ってくるとか、お金になり そうなもの、早くものにそうなものに、大学なんかも予算を多く配分し ているような傾向が強くなっています。大学の文学部なんかも、先ほど 委員に聞きましたが、群馬大と宇都宮大ですか、教育学部が統合される なんていう話もあって、文学が選択科目になるということに衝撃を受け ました。普段暮らしていると、ニュースなんかでいろんな話題が出てい るんなことにまで専門家がいて、そんな詳しいことまで分かってい るんだっていうことに、びっくりすることがあるんですけれども、お そあんまり世の中の役に立たないようでも、誰か専門家がいてよく そあんまり世の中が、層が厚いというか、私たちの豊かさにつな がっているなんていう世の中が、層が厚いというか、私たちの豊かさにつな がっているなんでいっないかなというふうに普段感じているんですが、世の 中が逆の方向に進んでいて、教育もその中に飲まれていくような感じが してとても不安に思っているところです。例えば、永井先生、国語の先 生ですがその辺りいかがですか。

学校教育審議監

この場でなんと発言していいか。個人的な感想でいいでしょうか。

委員

個人的で構わないです。

学校教育審議監

全くそのとおりだと思います。どちらかと言うと国語も話す聞くであるとか、あとレポートとか、実際に社会で役立つ方向に全体として舵を切っているようなところがあるんですけれども、国全体、社会の本当に豊かさ、心の豊かさっていうことを考えた時に、文学が衰退していくっていうのは、非常に心配ですね。それはもう国語だけじゃなくて芸術一般そうだと思うんですよね。教育委員会の施策で言うと、例えば文化財にどれだけのお金をかけられるかとか、そっちの方面なので、教育課程そのものは我々にはいじることはできませんけれども、教育局として考えるのであれば、例えば文化財の方にしっかりやっていくっていうこととか、指導課の分野では、小中学校では文学教材もありますので、そういうところは大切さを伝えてしっかりと指導していくという気持ちは持っていかなきゃいけないのかなと思います。

委員

ありがとうございます。

委員

今、まさにそうだと思うんですね。人材育成という観点から見たとき

には、長期目標と短期目標が連動しなければ何の意味もないので、一過性であってはいけないので、その辺の教育のあり方や持っていき方、人材形成のあり方っていうことでは、もう一回、よく国の方も十分考えて進めていってもらいたいなと思います。

教育長

私も、8月17日の天声人語を改めて読みましたけど、作家3人が問題 提起していますが、それは当然だなと思います。私は作家の方々が一番 社会を鋭く見てるし、この先どうなるかっていうことの見通しについて もかなりいい感性持ってて、私は割とそういう意味では作家たちの発言 には注目してきてるわけですね。そういうようなことをないがしろにす るっていうのは、それはよろしくないということは当然だと思ってま す。

前回の総合教育会議で山本先生に来てもらってお話をいただきましたけど、先生も言ってましたけど、国立大学協会、国立大学に対するプレッシャーも結構あって、それに対してどういうふうに対応していくか。今度国大協の会長が筑波大学の学長になったんですね。今まで国大協の会長っていうのは、旧帝国大学の総長たちが持ち回りでやってたポストですけど、それに筑波大学のような大学の学長が会長のポストにつくっていうのは、異例中の異例ですね。だから、永田学長にも期待していますけれども、しっかりとその点のところも対応していく必要があると思います。文科省の役人自体も今の国語を望ましいと思ってないと言ってましたね。

むしろ、悩ましい問題についての相談役みたいな役割を、専務理事としてやってますという主旨の発言もしてましたが、そう簡単に天声人語に書いているようなことは、どっと出てくるわけじゃないんじゃないかと思います。教育学部についても、統合で1校だけでいいんじゃないかという動きもありますね。そういうことも、どういう対応しているかということも、問題だと思います。文科省自体が、大きな方向で、一致団結しながら進めていくというようなこともなさそうなので、その点はもっと長期に見ていくことでいいんじゃないかと思います。そう簡単に文学を全部潰すとかいうようなことはできないだろうと思ってます。そんな感想を持ちました。

確かに、読解力が低下してるっていうことは、かなり言われてきてますね。新井さんという方が、AIは東京大学に入学できるかというプロジェクトをずっと進めてきた人ですけれども、そのAIができないよう

な力を人間はしっかりつけなきゃいけないのだと。一番やっぱり大事なのは、きちんと文章を読み取ることができる能力が必要なんだということを新井さんは言ってますね。 AIは、頑張ったところでマーチ (MARCH) ぐらいの大学しか入学できないというようなことも言ってますね。というようなことも含めて、我々がどうこれから対応していくかっていうことを考えていく必要があるし、今の方向で進むことはないだろうと私なりに考えてます。

委員

よろしいですか。

教育長

はい、どうぞ。

委員

今皆さん言われたこと、全くそのとおりだと思います。それと同時に、経産省の意向というのが非常に強いような感じはしています。それにしても、やはりクリティカル(批判的)で批判的、批判的っていうと日本語で言うと響きがよくないかもしれませんが、クリティカルでアサーティブな(はっきり自分の主張をできる)姿勢というのも、経産省が言うような、今後の人財育成という点で非常に重要だと思います。けれど、そういう授業っていうのは、今、国語の授業も私たちの頃と大分違ってると思うんですけれども、国語の授業の中でもそういったアサーションとかあるんですか。

学校教育審議監

国語界を代表するのは重たいんですけれども、それはあります。クリティカルシンキングっていうのも言われていることですので、それはそれとして必要な技能だと思います。だから、その技能があって、片や心の部分で文学的な教材っていうのも大事なのかなっていうふうに考えています。

委員

そういったところが入ってきた分、文学が狭まっているという面もあるんですか。

学校教育審議監

ありますね。どうしてもその限られた枠の中でやってますから、それ はあると思います。

教育長

むしろ、文科省よりも経産省の意図の方が、もっと警戒しないといけ

ないんじゃないかなと私は考えています。やはり、今、経産省が進めて るエドテック(Eduteck)なんていうようなことも含めて、何のための創 造性だとか開発能力だとかっていうと、やっぱり、前々回のここの教育 委員会でも多分言ったんじゃないかと思ってますけれども、いわゆるガ ーファ(GAFA)の跡を継ぐ5番手、6番手のビックビジネスを日本でつ くり出すということは、これをはっきりと経産省は狙ってると思います ね。そういう方向で学校教育を利用しようなんていうようなことを、も し考えていたとしたら、それこそ警戒しないといけない、それこそ、や っぱり抵抗しないといけないんじゃないかなと私は考えています。教育 大綱についても、その点から、もう少し書き直さないといけないような ところがあるんじゃないかなと思いながら、第3バージョンを読まして もらいました。やはりスティーム(STEAM)教育だったり、エドテックと いうのは入ってますけれども、そのようなことをつくば市の教育大綱の 中に言葉として残しておくことは、かなり足元をすくわれる可能性があ るんじゃないかなと思います。それは、また来週総合教育会議あります ので、そこでも発言をしたいと思っています。むしろ、結論として言い たいのは、文科省よりも経産省の方が教育関係者としては、警戒しない といけないんじゃないかと考えています。

ほかによろしいですか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、「その他」のところは以上で終わりにして、次に非公開案件に入りたいと思います。傍聴者は退席をお願いします。

◎議案第41号 つくば市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例案に同意 することについて

教育長

では、今から非公開案件に入ってまいりたいと思います。

最初に、議案第41号について、説明をよろしくお願いします。

学務課長

学務課です。

議案第41号、つくば市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条 例案に同意することについて御説明させていただきます。

(議案に対する説明)

教育長

質問あればお願いします。

今の説明でよろしいでしょうか。原案のとおり可決することに御異議

ありませんか。

委員一同

異議なし。

教育長

では、議案第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第42号 つくば市市民研修センター条例の一部を改正する条例案に同意する ことについて

教育長

それでは、続いて議案の第42号について説明をお願いします。

生涯学習推進課長

生涯学習推進課です。

つくば市市民研修センターの条例の一部を改正する条例案に同意する ことについて御説明いたします。

(議案に対する説明)

教育長

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

教育長

これも原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第43号 令和元年度つくば市一般会計予算案 (9月補正) に同意することに ついて

教育長

続いて、議案の43号について説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課です。

議案第43号、令和元年度つくば市一般会計予算案、9月補正について 御説明いたします。

(議案に対する説明)

教育長

今の説明で、質問等ありましたら出してください。どうぞ。

(質疑応答)

教育長

ほかになければ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

教育長

では次に進みたいと思います。

◎議案第44号 教育局職員の分限処分について

教育長

議案の第44号、職員の分限処分について説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課です。

議案第44号、教育局職員の分限処分について御説明いたします。

(議案に対する説明)

教育長

質問ございますか。

なければ原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

◎議案第45号 つくば市視聴覚センター条例の一部を改正する条例案に同意することについて

教育長

では続いて、議案の第45号について説明をお願いします。

中央図書館長

中央図書館でございます。

つくば市視聴覚センター条例の一部を改正する条例案について御説明 いたします。

(議案に対する説明)

教育長

何か質問ございますか。

なければ原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

教育長

では、御異議なしと認めます。

◎報告第23号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について

教育長

報告の第23号について、説明をお願いします。

教育指導課長補佐

教育指導課です。

臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について、御説明いたします。

(報告に対する説明)

教育長
太ろしいでしょうか。
女育長
それでは、予定した議案は全て終わりましたので、8月定例会を終わりにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
委員一同
はい。
教育長
御協力ありがとうございました。

◎ 閉 会

午前11時15分閉会宣言